

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県県営住宅管理条例 昭和35年4月1日 条例第15号</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず一般県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと、<u>既存入居者又は</u>同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたこと<u>その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて</u>知事が入居者を募集しようとしている一般県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。))第6条第1項各号に掲げる者で知事が県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては第1号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第17条第6項、第23条の12第2号及び附則第6項において同じ。</u>)があること。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>愛媛県県営住宅管理条例 昭和35年4月1日 条例第15号</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず一般県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと<u>又は既存入居者若しくは同居者が</u>加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、<u>知事が入居者を募集しよう</u>としている一般県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。))第6条第1項各号に掲げる者で知事が県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては第1号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第17条第5項、第23条の12第2号及び附則第6項において同じ。</u>)があること。</p> <p>(3) 省略</p>

新	旧
<p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>入居者は、周辺的生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為</u></p>	<p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p>
<p><u>をしてはならない。</u></p>	
<p>4 ~ 7 省略</p>	<p>3 ~ 6 省略</p>
<p>(明渡しの検査)</p>	<p>(明渡しの検査)</p>
<p>第22条 省略</p>	<p>第22条 省略</p>
<p>2 入居者が第17条第5項の規定により一般県営住宅を模様替えし又は増築したときは、前項の検査の時までに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p>	<p>2 入居者が第17条第4項の規定により一般県営住宅を模様替えし又は増築したときは、前項の検査の時までに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p>
<p>(住宅の明渡請求)</p>	<p>(住宅の明渡請求)</p>
<p>第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して一般県営住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して一般県営住宅の明渡しを請求することができる。</p>
<p>(1) ~ (4) 省略</p>	<p>(1) ~ (4) 省略</p>
<p>(5) 入居者が第17条第3項から第7項までの規定に違反したとき。</p>	<p>(5) 入居者が第17条第3項から第6項までの規定に違反したとき。</p>
<p>(6) 省略</p>	<p>(6) 省略</p>
<p>2 ~ 6 省略</p>	<p>2 ~ 6 省略</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第23条の5 第12条(第1項ただし書を除く。)から第16条まで、第17条第1項から第5項まで、第18条、第21条の5及び第22条の規定は、前条第1項の社会福祉法人等による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第12条並びに第13条第1項及び第3項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第12条第1項本文中「第8条に規定する入居手続が完了した日」とあるのは「第23条の3第2項に規定する使用開始可能日」と、第12条第3項、第13条第1項及び第3項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第17条第1項から第5項まで、第18条、第21条の5第2項及び第3項並びに第22</p>	<p>第23条の5 第12条(第1項ただし書を除く。)から第16条まで、第17条第1項から第4項まで、第18条、第21条の5及び第22条の規定は、前条第1項の社会福祉法人等による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第12条並びに第13条第1項及び第3項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第12条第1項本文中「第8条に規定する入居手続が完了した日」とあるのは「第23条の3第2項に規定する使用開始可能日」と、第12条第3項、第13条第1項及び第3項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第17条第1項から第4項まで、第18条、第21条の5第2項及び第3項並びに第22</p>

新	旧
<p>条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第21条の5第1項中「一般県営住宅の入居者」とあるのは「一般県営住宅を第23条の2第1項の許可を受けて使用する社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</p>	<p>条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第21条の5第1項中「一般県営住宅の入居者」とあるのは「一般県営住宅を第23条の2第1項の許可を受けて使用する社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第23条の16 第3条、第4条第1号から第4号まで、第6条、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで、第22条並びに第23条第1項(第6号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第6条中「前2条」とあるのは「第23条の12」と、第8条第1項第1号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第23条の16において準用する第13条」と、第12条第1項中「第8条」とあるのは「第23条の16において準用する第8条」と、第22条第2項中「第17条第5項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第5項」と、第23条第1項第5号中「第17条第3項から第7項まで」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第3項から第7項まで」と、同条第3項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第23条の16 第3条、第4条第1号から第4号まで、第6条、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで、第22条並びに第23条第1項(第6号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第6条中「前2条」とあるのは「第23条の12」と、第8条第1項第1号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第23条の16において準用する第13条」と、第12条第1項中「第8条」とあるのは「第23条の16において準用する第8条」と、第22条第2項中「第17条第4項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第4項」と、第23条第1項第5号中「第17条第3項から第6項まで」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第3項から第6項まで」と、同条第3項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。</p>